

公益社団法人日本近代五種協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 自己説明・公表書式

[illegible]

公益社団法人日本近代五種協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 自己説明・公表書式

10	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	「組織運営の中長期基本計画」に則り、令和4年度第1回理事会及び総会において、役員候補者選考委員会を設置した。役員候補者選考委員会には弁護士等の有識者を配置している。令和5年度の役員改選においては、役員候補者選考委員会を招集、開催され理事及び監事候補者の選考が行われ理事会に提出された。	1 組織運営の中長期基本計画 2 定款第6章第2 4条 3 会則第4章第1 4条 4 役員候補者選考委員会運営規則	(1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。	(1) 役員候補者選考委員会に関する規程等 (2) 役員候補者選定委員会名簿 ※委員会名簿には「関係役職名」を記載してください。 (3) 役員候補者選定委員会の議事録	(1) 役員候補者選考委員会の構成員には、役員構成における多様性の確保に留意して役員候補者を選考する観点から、有識者、女性委員を複数名配置することが望まれる。 (2) 公平性及び公正性の確保の観点から、当該役員候補者選考委員会において、役員候補者の選考対象として想定される者については、構成員としない又は当該委員は自らを役員候補者として決定する議決には参加しないこととするなどの配慮をすることが望まれる。
11	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するべきである (2) NF及びその役員員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するべきである	役員員を適用対象とした法令遵守等の規程については、会則・倫理規程・就業規則・事務局規定等において整備されているが、不備等あれば訂正していく。	1 会則第4章第1 9条 2 倫理規程第4 4条 3 就業規則第2 5条及び2 6条 4 事務局規定第2章第3 3条	(1) NF及びその他役員員その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨を含む規程を整備している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	
12	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	本協会既存の各規程を整備し、不備等あれば改訂していく	1 協会HP 2 定款 3 会則 4 監事規程 5 事務局規定	(1) 法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	(1) 法人の運営に関して必要となる一般的な規程として、例えば以下のような規程を整備することが考えられる。 ＜例＞社員（会員）等の入退会に関する規程、会費等に関する規程、社員総会等の運営に関する規程、理事会の運営に関する規程、監事に関する規程、各種委員会の運営等に関する規程、業務分掌規程、職務権限規程、経理規程、事務局運営規程、コンプライアンス規程等
13	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	本協会既存の各規程を整備し、不備等あれば改訂していく	1 定款 2 会則 3 定款運営規則 4 個人情報保護方針	(1) 法人の業務に関する規程を整備している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	(1) 法人の業務に関する規程として、例えば以下のような規程を整備することが考えられる。 ＜例＞文書取扱規程、情報公開に関する規程、個人情報保護に関する規程、公益通報者の保護に関する規程、稟議規程、リスク管理規程、反社会的勢力対応規程、不祥事対応規程、苦情処理規程等
14	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役員員の報酬等に関する規程を整備しているか	本協会既存の謝金規程を整備し、令和3年度第一回理事会及び総会において謝金規程の改訂を実施した。また役員・職員報酬等及び費用に関する規程についても随時見直しを行い不備等あれば改訂していく	1 定款第6章第2 9条 2 会則第4章第2 0条 3 就業規則第6章第3 5条 4 基金規程 5 役員報酬等に関する規程 6 謝金規程 7 令和3年度第一回理事会議事録	(1) 法人の役員員の報酬等に関する規程を整備している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	(1) 法人の役員員の報酬等に関する規程として、例えば以下のような規程を整備することが考えられる。 ＜例＞役員等の報酬に関する規程、役員等の退職手当に関する規程、職員の給与に関する規程を含む就業規則、職員の退職手当に関する規程等
15	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	本協会既存の寄附金等取扱規程について、文言等に不備が確認されたので、組織運営に関する中長期基本計画に則り、令和3年度第一回理事会及び総会において寄附金等取扱規程を改訂した。その他法人の財産に関する規程等の見直しを随時行い、不備等あれば改訂していく。	1 組織運営に関する中長期基本計画協会 2 HP 3 経理会計規程 4 寄附金等取扱規定	(1) 法人の財産に関する規程を整備している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	(1) 法人の財産に関する規程として、例えば以下のような規程を整備することが考えられる。 ＜例＞財産管理に関する規程、寄附の受入れに関する規程、基金の取扱いに関する規程等
16	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	協賛企業（寄附）の規程などを整備し、令和3年度第一回理事会及び総会において寄附金取扱規程を改訂し、協会HPに開示している。今後も随時見直しを実施し、実務に即した規程等の整備をしていく	1 協会HP 2 会則 3 寄附金取扱規程 4 令和3年度理事会議事録	(1) 財政的基盤を整えるための規程を整備している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	(1) 財政的基盤を整えるための規程として、例えば以下のような規程を整備することが考えられる。 ＜例＞スポンサーシップ、試合の放映、商品化等の付随的事業を実施するためのNFの権利に関する規程、表彰の規程等
17	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	代表選手の公平かつ合理的な選考については、競技力強化委員会で作成した選考基準等を選手選考委員会を経て、理事会等で承認を得たのち協会ホームページで公開している。 選手の権利保護規程を設置し運用を開始している。	1 協会HP 2 令和2年第3回理事会議事録 3 強化委員会議事録 4 競技力強化委員会運営規則 5 選手の権利保護規程	(1) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。 (2) 選手の権利保護に関する規程を整備している。 (3) 選手選考に関する規程（選考基準及び選考過程）の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施している。	(1) 選手選考に関する規程 (2) 選手の権利保護に関する規程	(1) 選手選考に関して、選考基準及び選考過程を限り明確かつ具体化することが望まれる。 (2) 選考から離れた選手や指導者からの要望等に応じて、事後に選考理由を開示することが望まれる。 (3) 競技・種目ごとに選手選考に関する規程を整備することが望まれる。 (4) その他選手の権利保護に関する規程として、例えば選手登録やチーム移籍、肖像権等を扱う規程等が考えられる。
18	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の選考に関しては、審判委員会において協議し決定している。 組織運営の中長期基本計画に則り、令和2年1 2月理事会において審判委員会運営規則を改正し、審判員の選考に関する基準を明記した 審判員の選考についての基準と協会承認について明記した	1 組織運営の中長期基本計画 2 審判委員会運営規則 3 審判委員規程	(1) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。	(1) 審判員の選考に関する規程	
19	〔原則3〕組織運営に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	顧問弁護士とは当協会顧問弁護士としての就任承諾書を取り交し、経理関係については、公認会計士と契約を結んでおり、各種相談事業等の内容に応じて問い合わせできる体制となっている。	1 顧問弁護士、公認会計士との業務委託契約	(1) 規程の整備や法人運営に関する日常的な相談について、相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保している。 (2) 役員員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有している。	(1) 審査基準に対応する証憑書類	
20	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	コンプライアンス委員会の名称で委員会ではないが、その役割は、総務委員会及び倫理委員会が担い運営している。 令和4年1 2月の理事会において総務委員会運営規則及び倫理委員会運営規則を改訂し、両委員会の役割及び権限を明確にした。	1 総務委員会運営規則 2 倫理委員会運営規則 3 倫理規程 4 倫理委員会議事録	(1) コンプライアンス委員会が設置され、少なくとも年1回以上、定期的に開催している。 (2) コンプライアンス委員会がその機能を十分に発揮できるよう、その役割や権限事項を明確に定め、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践している。 (3) コンプライアンス委員会の構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置している。	(1) コンプライアンス委員会に関する規程等 (2) 委員名簿 (3) 過去4年分のコンプライアンス委員会の議事録	(1) コンプライアンス委員会の運営内容について、理事会に報告され、その監督を受けるとともに、コンプライアンス委員会からも、理事会等の意思決定機関に対して定期的に助言や提言を行うことができる仕組みを設けることが望まれる。
21	〔原則4〕コンプライアンス委員会を設置し運営すること	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	総務委員会及び倫理委員会がコンプライアンス委員会の役割をになっているので、特に倫理委員会の構成員には弁護士等の学識経験者等の有識者を配置している。	1 組織運営の中長期基本計画	(1) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置し、構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置している。	(1) 委員名簿	(1) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置することが望まれる。 (2) 外部理事のうち、専門的な知見を有する者（弁護士、会計士、学識経験者等）を業務担当理事として、コンプライアンス委員会の構成員に加えることが望まれる。
22	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役員員向けのコンプライアンス教育を実施すること	本協会では、理事会の中において、「勉強会」の時間を設け、ガバナンス及びコンプライアンスに関連する教育を毎理事実施している。	1 理事会議決及び議事録 2 「勉強会」開催の会長通達	(1) 役員員向けのコンプライアンス教育を、少なくとも年に1回以上実施している。	(1) 役員員向けのコンプライアンス教育の実施計画 (2) 直近に実施した役員員向けのコンプライアンス教育に関する研修会資料、開催要項等	(1) 都道府県協会、都道府県連盟といった地方組織、学生連盟や年代別の関係競技団体等の役員員、登録チームや登録選手、登録指導者等に対しても、コンプライアンス教育を展開することが望まれる。 (2) 対象スポーツの競技特性や競技環境等を踏まえて、研修資料や普及啓発

公益社団法人日本近代五種協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 自己説明・公表書式

[illegible]

公益社団法人日本近代五種協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞ 自己説明・公表書式

35					(3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程等に定めている。 (4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立て手続の可否、その手続の期間等が記載される。 (1) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している。	(1) 処分に関する規程 (2) 処分機関の体制に関する書類	れる。 (3) 規程において、あらかじめ明確かつ具体的な処分基準を定め、処分内容の決定に当たっては原則として当該基準に従うことが望まれる。 (4) 審査機関の構成員又は面談員において指定した者（当該審査に何らかの関与がある者）は、当該審査に当たっては、当該審査に当該規程に従って適切に運用されているか否かの確認を定期的に受け、当該第三者の助言指導を踏まえて定期的に運用を見直すことが望まれる。 (2) 処分機関は最終処分者ではなく、諮問委員会として設置することも考慮される。 (1) 日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度を利用することに加えて、スポーツ紛争を迅速かつ公正に解決することができるよう、弁護士等の識者から支援を受け、NF内において、以下の点に十分留意し、適切な紛争解決制度を構築することも考えられる。 (1) 制度の適用対象者、適用対象事案、利用方法、手続の流れ等を規程において明確に定め、ウェブサイト等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知徹底すること (2) NF外部の中立かつ専門的な第三者により、紛争解決制度が当該規程に
36	〔原則10〕懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	現在は、倫理規程の中で懲罰基準を明記し、懲罰対象事案が発生した場合には、総務委員会及び倫理委員会においてその処分を検討し、顧問弁護士の助言を踏まえ、理事会において協議することとしている。	1会則 2倫理規程			
37	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁制度を利用できるように自動応諾事項を定めること	日本スポーツ仲裁機構に係る案件については、定款運営規則第9条仲裁裁定の中で明記されている。また、被処分者に対する日本スポーツ仲裁機構が利用可能であることを倫理規程内で定めている。	1定款運営規則第9条 2倫理規程第7条	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるように自動応諾事項を定めている。 (2) 自動応諾事項の対象事案には、懲罰等の不利処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。 (3) 申立期間について合理的ではない制限を設けていない。	(1) 処分規程 (2) 自動応諾事項を定めている規程等	(1) 日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁制度を利用することに加えて、スポーツ紛争を迅速かつ公正に解決することができるよう、弁護士等の識者から支援を受け、NF内において、以下の点に十分留意し、適切な紛争解決制度を構築することも考えられる。 (1) 制度の適用対象者、適用対象事案、利用方法、手続の流れ等を規程において明確に定め、ウェブサイト等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知徹底すること (2) NF外部の中立かつ専門的な第三者により、紛争解決制度が当該規程に
38	〔原則11〕選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	倫理規程第7条の中で、被処分者に対してスポーツ仲裁が利用可能であることを通知することを明記している。	1倫理規程第7条 2本協会HP	(1) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。	(1) 審査基準に対応する証拠書類	(1) 処分機関が処分結果を通知する際に、処分対象者に対し、JSAAによるスポーツ仲裁の活用が可能である旨とその方法、手続の期限等が記載された書面を交付することが望まれる。
39	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	本協会には、危機管理マニュアル等が策定されていなかったが、組織運営の中長期基本計画に則り、令和3年度第一回理事会及び総会において危機管理ガイドライン及び首都直下地震等対策ガイドラインを新設し、運用を開始している。また、今後も組織運営の中長期基本計画の中で検証を行い、体制及び規程等に不備があれば更新していく。	1組織運営の中長期基本計画 2危機管理ガイドライン 3危機管理マニュアル 4情報システムの緊急事態における行動指針	(1) 危機管理体制を構築している。 (2) 危機管理マニュアルを策定している。 (3) 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 (4) 危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。	(1) 危機管理マニュアル (2) 危機管理体制に関する書類	(1) 危機管理体制の構築に当たっては、不祥事対応を機動的に行えるよう、コンプライアンス担当の理事に危機管理担当も兼任させるなどの工夫を行い、組織機動的な活動を可能とする体制を構築することが望まれる。 (2) 危機管理マニュアルの策定に当たっては、組織の特性や各団体の運営の特性等を踏まえ、発生しやすい不祥事類型やリスクを特定し、当該リスクの発現可能性の高低や発生した場合の影響等の評価を加え、これに従ったリスクの制御方法や監視体制及びその見直しの在り方についても規定することが望まれる。
40	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	不祥事等が発生した場合には、総務委員会及び倫理委員会において対応することとなっているが、組織運営の中長期基本計画に則り、令和3年6月の理事会総会において危機管理ガイドラインを策定し、事象発生時の対応担当者や任務分担、対応方針について検討するための調査体制を構築した。間、過去4年間に不祥事等は発生していない。	1組織運営の中長期基本計画 2総務委員会運営規則 3危機管理ガイドライン 4倫理委員会運営規則	(1) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築し対応している。	(1) 不祥事発生時の対応報告書等 ※審査書類提出時から過去4年以内に発生した不祥事全ての対応報告書等を提出してください。	(1) 重大な不祥事の発端を認識した場合には、最速な調査体制を迅速に構築し、徹底的な事実調査を実施した上で、外部専門家との意見と最終も踏まえつつ、表層的な現象や因果関係の列挙にとどまらない、根本的な原因究明を行うことが望まれる。 (2) 調査の結果、法令違反等の不祥事の発生が認められた場合には、その原因となった責任者、監督者につき、NFが有する倫理規程や懲罰規程等に従って、責任者を適切に処分することが望まれる。 (3) 再発防止策の策定に当たっては、組織の変更や規程の改定等の表層的な対応にとどめなく、今後の日々の業務運営等に具体的な継続的に反映させることが望まれる。 (4) 不祥事対応が一度収束した後においても、再発防止策の取組が適切に運用され、定着しているかを不断にモニタリングした上で、その改善状況を確認することが望まれる。
41	〔原則12〕危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会には、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者や弁護士を登用し運用している。	過去4年間不祥事等なく外部調査委員会を設置していない不祥事等が発生した場合には、総務委員会及び倫理委員会が対応することとなっているが、両委員会の構成については、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者や弁護士を登用し運用している。	1組織運営の中長期基本計画 2会則	(1) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会には、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成している。	(1) 外部調査委員会名簿 ※外部調査委員会名簿には「関係役職名」を記載してください。 ※審査書類提出時から過去4年以内に設置した外部調査委員会全ての名簿を提出してください。	(1) 第三者を委員とする調査委員会を設置する場合には、当該委員の選定プロセスについても十分に配慮し、委員がNFに対して独立性・中立性・専門性を有する者であることについて、合理的な説明をする責任を果たすことが望まれる。
42	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、強化等に関する指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟団体の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方コンプライアンスの強化等に関する指導、助言及び支援を行うこと	現在、当協会の地方組織は3団体（東京、埼玉、大阪）のみであり、定款及び会則、加盟団体規程等により加盟団体に関する規程が定められている。加盟団体のうち東京は親視庁、埼玉県は防衛省の選手や関係者が主となっており、当協会に多くの役員や専門委員が配置されている。それらのことから当協会の方針等が加盟団体の組織運営及び業務執行に反映される体制が構築されている。具体的には加盟団体の役員が出席する理事会において毎月「勉強会」を開催しており、組織運営及び業務執行、コンプライアンス教育等の指導、助言を行っている。	1組織運営の中長期基本計画 2定款第4章第1.2条 3会則第2章第6条	(1) 加盟団体の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にしている。 (2) 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定めている。 (3) 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行っている。	(1) 地方組織等との間の権限関係を定める規程 (2) 地方組織との関係図 (3) 直近に行った地方組織等の組織運営及び業務執行についての指導、助言及び支援に関する資料等	(1) ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に関する助言を行うほか、地方組織等の組織運営や業務執行に関する問題があると考えられるときには積極的に指導し、自主的な改善が見込まない場合には、規程に基づき処分を行うなどの対応することが望まれる。 (2) 地方組織等における組織体制について、女性役員の目標割合の設定等を通じた積極的な任用、役員就任時の年齢制限等により新陳代謝を図る仕組みの導入を図りつつ、指導、助言及び支援を行うことが望まれる。 (3) 地方組織等に対するガバナンス強化に関する情報提供や研修会等の実施等を通じて、ガバナンスやコンプライアンスに関する研修会を実施することが望まれる。
43	〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、強化等に関する指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行っていること	加盟団体規程等により、本協会から加盟団体に対し、必要な情報及び理事会決定事項等の協会の方針について情報共有することとなっている。また現在、主要加盟団体の役員については、そのほとんどが当協会の役員又は専門委員として活動していることから、Nの各事業内での研修会等に参加している。	1本協会役員名簿 2定款第4章第1.1条 3会則第2章第6条 4加盟団体規程	(1) 地方組織等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行っている。	(1) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施に関する計画 (2) 直近に実施した情報提供や研修会に関する研修会資料、開催要項等	(1) NFが作成するコンプライアンス強化に係る研修資料や普及啓発のためのパンフレット等の提供等を行うことが望まれる。 (2) 地方組織等の代表等が集まる会議（例えば、社員総会や評議員会等）の開催に合わせて、ガバナンスやコンプライアンスに関する研修会を実施することが望まれる。 (3) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の内容として、例えば以下のような内容が考えられる。 ①指導者及び選手へのコンプライアンス教育について ②懲罰制度について ③通報制度について (4) 地方組織等に対して、法律、会計等のサポートサービスを提供する形で